

『紀伊統風土記』の編纂過程

―尾鷲組大庄屋文書を中心として―

脇田 大輔

はじめに

『紀伊統風土記』とは 『紀伊統風土記』（以下『統風土記』）とは、文化三（一八〇六）年晦日、紀州藩の第十代藩主である徳川治宝が編纂を命じて作らせた、全一九二巻に及ぶ紀伊国の地誌である。

編纂事業の総裁に抜擢されたのは、当時同藩の奥詰儒官であった仁井田模一郎好古（以下「模一郎」）であり、また編纂担当として国学者の本居大平や本草方の小原源三郎といった、藩の学者らも名を連ねた。

紀州藩の知を結集して編纂にあたった『統風土記』であるが、完成までの道のは、決して順風満帆ではなかった。作業は幾度も中断し、完成したのは三十三年後の天保一〇（一八三九）年のことであった。その後、同十二（一八四一）年に、藩は江戸幕府へ完成した『統風土記』を献上した。

『統風土記』の記述内容 全一九二巻のうち、巻一―三は「提綱」と題して、紀伊国全体の概要を述べている。その後、若山（和歌山城下町）・名草郡・海部郡・那賀郡・伊都郡・在田郡・日高郡・牟婁郡・高野領の順に各郡を取り上げている。各郡の冒頭で「総論」を述べ、そして各浦村を中世的なままとりである荘や郷ごとにとまとめて取り上げている。

各浦村の記述については、多少の異同はあるものの、おおむね田畑高・家数・人数・位置・地形・社寺・城跡・古堤・池・旧家・孝行人などについて

述べている。さらに、附編として高野山之部、紀伊国内の古文書、神社考定について述べられている。

郷土史研究と『統風土記』 筆者が勤務する三重県尾鷲市は、江戸時代には紀伊国に属していた。そのため、『統風土記』には本市の情報も含まれている。

本市はかつて、宝永四（一七〇七）年の大地震に伴った大津波により、時の大庄屋宅が流失し、宝永以前の公的書類の大半が流失してしまった。さらには、昭和十九（一九四四）年に起きた東南海地震や、昭和三十四（一九五九）年の伊勢湾台風によっても大きな被害がもたらされ、史料の損失が一層進んでしまったと考えられる。

そのような事情から、本市の郷土史研究を行う上で、編纂当時の情報だけでなく、名所旧跡や歴史、伝承などといった、編纂当時以前の情報も含まれる『統風土記』は、参照すべき基本史料の一つとして長年活用されてきた。これまで本市が刊行した『尾鷲市史』をはじめとした郷土史本にも、『統風土記』の記述を参照したと思われる記述が数多く見受けられるのである。

『統風土記』の編纂手法 ところで筆者は、本市で『統風土記』が活用され続けてきた理由として、『統風土記』が一個人の執筆による私的な地誌ではなく、紀州藩が主導で編纂にあたった公的な地誌であるという点が高く評価されたからでもあったと考えている。

編纂にあたった模一郎らは、まず紀伊国内の各浦村に対して詳細な調査項目を提示し、報告書の提出を求めた。その後、各浦村を巡見し、提出させた報告書を基に、現地での踏査や聞き取りを実施し、その成果を踏まえて執筆作業に取り組んだ。

「公的地誌」という性格に加え、こういった丁寧な編纂手法がとられたことで、『統風土記』に対する信頼性は培われたと考えるのである。

『統風土記』の編纂過程

ところで、前述した編纂手法については広く知られているが、『統風土記』が完成するまでの三十三年間における編纂過程については、堀内信が編纂した『南紀徳川史』(二)に若干の記述がみられるものの、具体的な様相が把握できるものではない。しかし近年、笠原正夫氏によって、近世牟婁郡の浦村に残る『統風土記』関係史料の収集・整理が進められ、それら史料の検討から『統風土記』編纂過程の把握を試みた研究論文が発表された(笠原二〇一五)。これにより、牟婁郡における『統風土記』編纂過程がかなり具体的に把握できるようになった。

「口熊野」と「奥熊野」 しかし、笠原氏が検討史料の収集・整理の主な対象とした牟婁郡地域に本市は含まれていない。というのも、氏が対象としたのは、和歌山県域にあたる「口熊野」が主であったため、本市をはじめとした三重県域にあたる「奥熊野」はその対象から外れてしまっているからである(三)。編纂担当者らは、各地域に合った指示や依頼を適宜行い、編纂に必要な史料を収集する必要があったはずである。その場合、各地域に個別の指示があったことも念頭に置くべきであり、それも踏まえると『統風土記』の編纂過程は地域によって異なることが考えられる。

よって、筆者は笠原氏の研究成果を、「奥熊野」を含めた他地域へそのまま当てはめるのではなく、むしろ、笠原氏の手法に学んで、各郡の浦村に残る関係史料を抽出・整理し、郡ごとの編纂過程を明らかにして、最終的に各郡の成果を集約することで、初めて紀州藩が行った編纂過程を復元することが可能なのだと考える。その場合、牟婁郡においては、「口熊野」と「奥熊野」の両地域における研究成果を合致させることで、はじめて編纂過程を明らかにできると考える。

本稿の目的 そこで筆者は、研究の第一歩として、笠原氏の手法に学び、奥熊野に属した本市が所蔵する「尾鷲組大庄屋文書」をはじめとした古文書史料から『統風土記』関係史料の抽出・整理を行った。その結果、計四十二点の『統風土記』関係史料が確認できた。

よって本稿では、それらの中から編纂過程を窺う上で有用であると判断した史料を紹介しつつ、奥熊野における『統風土記』編纂過程に迫ってみたい。また、地域に縛られずに、『統風土記』の編纂過程を通史的に把握することができるよう、笠原氏が取り上げた史料をはじめとした、他市町村史や文献の所収史料も適宜取り上げた。

一 文化年間の『統風土記』編纂

○文化三(一八〇八)年

編纂開始の命が下る(史料一) 文化三年八月晦日、十代藩主の徳川治宝は『統風土記』編纂の命を仁井田模一郎に下した。模一郎を総裁とし、山本源五郎、林謙之丞、岸常太郎、本居大平、小原源三郎らが担当者として名を連ねた。彼らは、纂修、助纂、校對、繕写といった役割分担がなされ、また編纂所(風土記方役所)は和歌山城内の西ノ丸に設置された。

史料一 『南紀徳川史』第二冊 四七〇頁

一、八月晦日仁井田模一郎初へ紀伊統風土記新撰之事ヲ被命

右ハ紀伊統風土記新撰獻呈之儀 幕府之布令ニヨリテ此任命アリ摸一

郎名ハ好古仁井田助左衛門ノ男少壮漢学ヲ能シ無足ニテ奥詰儒官ニ被
召出獨禮格十人扶持ヲ賜ル此時儒官山本源五郎授読林謙之丞、岸常太郎、
国学者本居大平、本草方小原源三郎等数人へも被命、各纂修、助纂、校
對、繕写ヲ分擔、局ヲ和歌山城内西之丸ニ開キ編集着手各郡巡回実地ニ
就キ考察調査或ハ暫ク中廢ノ事等アリテ全ク三十三年ヲ経、天保十年二
至テ大成、幕府へ獻セラル事ハ、頭龍公同年十一月之條ニ詳也

編纂のきつかけ ところで、史料一には、『統風土記』編纂のきつかけとし
て、「幕府之布令」があつたことを述べている。前述した笠原氏の論文で取
り上げられた史料をはじめ、管見の限りでは、幕府から当該期に紀州藩へ地
誌編纂の指示を与えた史料は見当たらない。そこで筆者は当初、『統風土記』
の「進紀伊統風土記啓」(模一郎による記述。以下「啓文」)にみえる、「(前
略)文化之初有台命俾 本藩進續風土記於是開館置局命臣等以撰修之事(後
略)」という一文が「幕府之布令」を示す史料ではないかと推測していた。
しかし、次のような理由から、本一文の解釈については検討を要するという
結論にいたつた。

「文化之初」については、「文化初年」、もしくは「文化年間の始め頃」と
いったように、二通りの解釈が可能である。つまり、正確な年代は、この語
句だけでは理解できない。そして、「台命」(註)については、「江戸幕府將軍の
命」、もしくは「貴人(藩主)の命」と解釈することもできる。仮に「台命」
＝「將軍の命」と解釈すると、「文化之初」が示す正確な年代が分からずと
も、この一文は『統風土記』編纂が幕命をきつかけに開始されたことを示す
史料と解釈できる。

しかし、「台命」＝「藩主の命」と解釈した場合も、前述したように藩主の
命は文化三年であるため、「文化之初」の中に含まれる。よって、この一文
が、藩主によって『統風土記』編纂を指示されたことを示す史料だと解釈す
ることも可能なのである。

また、本啓文には、この一文以外に編纂の指示があつたことを示す記述が
見られず、奥付も天保十年三月十五日、すなわち模一郎が藩主へ完成した『統
風土記』を提出した日を記載している。そのため、本啓文は、藩主に対して
記載されたものである可能性が高く、それにより「藩主の命令」を「台命」
と表記したのではないかと考える。

したがって、本啓文の「文化之初有台命俾」が文化三年の藩主の指示を示
すとも捉えられるため、本啓文の解釈については、なお検討を要する。編纂
のきつかけを「幕府之布令」によるものという点については、現状では明治
時代に編纂された『南紀徳川史』の記述にしかみられないため、今後さらに
検討する必要がある(註)。

浦村へ通達された事前情報(史料二) 治宝による『統風土記』編纂の命が
下されて数日後の九月六日、藩は各郡に対して、近々『統風土記』の編纂を
開始する予定であることと、御用人が御年寄衆らに伝えた編纂に関する情報
を、各浦村へ通達した。御用人とは、仁井田模一郎のことであろう。尾鷲組
がその通達を受け取つたのは、九月二十八日のことであるが、藩主の命から
約一か月後には、『統風土記』編纂の情報が奥熊野をはじめ、各郡の浦村へ
伝わっていたことが指摘できる。

編纂にあたって、模一郎は各浦村に対して、地方(註)・人別等のことまで
詳細に分かる資料を提出することや、地土等が所有する旧記、紀伊国につい
て記述された史料等を、編纂作業に必要な際はすべて差し出すようにと述べ
ている。おそらく当該期は編纂方針の検討時期であり、本格的な作業開始前
の情報共有や協力要請という意味合いで、本状は発出されたのであろう。

史料二 尾鷲組冊子No.五四九「御用留A」所収

(* 二行取りの記載は「口六郡／両熊野」のように示した。以下同)

在々江廻状出ス

別紙之通御年寄衆被仰聞候由、右写老通御勘定奉行衆方被指越候ニ付、右写指遣候条、書面之趣、各組下在々其地士帯刀人等も心得させ可被申候、仍之申遣候、以上

九月廿三日 竹田楨右衛門

浜地土井速水石原南

東島居北沢脇宛

尚々早々順達可有之候、皆済候ハ、戻し可被申候、以上

別紙之通御年寄衆被 仰聞候ニ付、右写老通さし遣候、書面之趣、相心得可被申候、以上

九月六日 土生廣右衛門

「口六郡／両熊野」宛

公儀御用ニ付、紀伊統風土記新撰被仰付筈ニ付、右元懸候御用人江被 仰付候、夫ニ付、右懸候御用人方御用筋ニ而申談候筋者、地方并人別等之儀迄も委細申問品ニ寄其役所帳面とも相渡シ程々相心得、在中地士其外家ニ持伝へ候旧記亦者系譜書翰等之類、都而在中ニ有之候紀州之儀相認候書付古戦紀等之類、聊之品ニ而も御用之節者さし出候様可被取斗事、別紙之通申来候ニ付、為御心得申遣候、以上

九月廿八日 木本組

尾ハシ 相か 長しま 御組々

○文化四（一八〇九）年

調査依頼と調査項目書の提示（史料三・四） 文化四年に入ると、藩は各郡

に対して、浦村の調査報告書の提出を求め、また報告書に記載すべき項目の

指示書も発出した（以下「調査項目書」）。本市に残る史料の中で、筆者が調査項目書と推測する史料は、文化四年四月に発出された史料二点である。

本史料は、文化四年の御用留に他の史料と一緒に綴じられているが、「文化四年卯五月 神社佛閣由緒縁起地士由緒其外高山名所古跡何ニ不寄古キ器物等有之候ハ、書上候様ニとの御通詞ひかへ」と書かれた表紙を付し、二点をまとめて保管していたと考えられる。

ところで、この二点は、それぞれ差出人と宛先、発出日も異なっている。二点を御用留に綴じられた順に確認していこう。

四月二十一日付「神社奉行の調査項目書（史料三）」 一点目は、四月二十一日に「神社奉行が奥熊野代官に宛てて発出した調査項目書である。五月朔日に、奥熊野代官から大庄屋へ通達されている。本史料には、最初に、寺社が所持する由緒縁起や建立年月が分かる史料のほか、寺社の由緒等に無関係であっても古い書物であれば、写して提出するよう求めている。その後、簡条書きで、藩へ提出を求める古史料の概要や報告を求める調査項目などを十四項目記載している。

なお、本史料で指示された内容は、支配下の寺社へ御達するようにと記載されており、浦村の役人ではなく各々の寺社が調査して報告書を作成することが求められた。

史料三 神社奉行の通達（尾鷲組冊子No.三六〇「触書」所収「文化四年卯五月 神社佛閣由緒縁起地士由緒其外高山名所古跡何ニ不寄古キ器物等有之候ハ、書上候様ニとの御通詞ひかへ」）

五月四日在々へ通ル

此度従

公儀御用品ニ付、別紙案文之通相認差出候様神社奉行中へ申来候ニ付、右

別紙とも両通差遣候条、書面之趣、各組下寺社方へ被相達、耆組切ニ帳面ニ取組二冊ツ、差出候様取斗可被申候、依之申遣候、以上

五月朔日 三嶋進藏

〔石原土井速水浜地／南東鳥居〕宛

尚々別紙両通追而戻し可被申候、以上

奥熊野

御代官中 喜多村孫之丞

此度從

公儀御用之品ニ付、別紙案文之通相認、拙者共方へ早々差出候様各支配下寺社方へ可被相達候、以上

四月廿一日

尚々本文之品帳面ニいたし一組切ニ相認、忒帳ツ、差出候様可被相達候、以上

神社仏寺建立年月由緒縁起記録有之筋者可差出事

但其寺社之由緒ニ不預事ニ而も、古キかき物持伝有之候ハ、不殘可写出事

一、繪旨 院宣御教書諸家寄附状何ニ而も古キ文書写し可差出、若本書紛失写し斗伝有之候ハ、其写を認可差出事、但其品可書加事

一、惣而古代方伝候記録之俣ニ而可差出、此節新ニ述作、又者書添出候ニ者不及事

一、寺領社領之事

一、何頃何人方 寄附

一、何頃方 断絶

一、公儀御朱印 何石

一、御当家方 何石

但桑山家浅野家之時代方寄附有之候ハ、其趣可相記

一、境内四至傍示之内御免之地何程

但境内ニ田畠有之其物成有之共、領と申ニ而者無之間、其品可書出

一、知行御切米 祭料 御供米 仏供

此差別可書出、其由緒も相知レ候ハ、可書載

一、境内御年貢地書出不及

一、諸檀越方田畑寄附之事

実可書出事

一、惣而慶長年中頃方以前造作之神社堂塔仏像祭文祭器仏具等有之筋者、可

書出其以後も境内方掘出尋出候物有之候ハ、書出候様、過去帳同断

一、古キ墓石塔同断

一、右何れも銘文有之候ハ、其銘写し可差出事

下ケ紙ニ

本文過去帳之儀者、古代名有武士など記有之筋、たとへハ江州番場宿

蓮花寺過去帳之類ニ而御国ニ而も日高郡湯川家牟婁郡堀内家など

代々之名を記有之帳面ハ、写し可差出、其外元和年中以来之帳者不及

其儀候事

四月一〇日付勘定奉行の調査項目書（史料四） 二点目は、四月一〇日に御

用人中が勘定奉行を通して各郡へ通達した調査項目書である。寺社奉行の書

状と同日に奥熊野代官から大庄屋へ通達されている。本史料では、各浦村が

調査報告すべき事項を簡条書きで記しており、浦村の名称や惣人数、山・池・

川などの書き上げ、城跡・屋敷跡・古戦場といった史跡の書き上げなど、そ

の項目数は三〇以上にも及んでいる。

史料四 勘定奉行の通達（尾鷲組冊子No.三六〇「触書」所収「文化四年卯五

月 神社佛閣由緒縁起地土由緒其外高山名所古跡何ニ不寄古キ器物

等有之候ハ、書上候様二との御通詞ひかへし

五月四日在々通ル

別紙之趣、可相調旨御用人中より申来候由、御勘定奉行衆より被申越候二付、別帳写し差遣候条、右案文之通早々被相調、老組切二帳面二取組相達可被申候、依之申遣候、以上

五月朔日 三嶋進藏

〔石原土井速水ノ浜地南東鳥居〕宛

尚々別帳追々戻し可被申候、以上

別紙之趣可相調旨御用人中より申来候間、書面之趣相調、否可被相達候、以上

高木兵大夫

四月十日

〔口六郡ノ両熊野〕宛

何村何郡何ノ〔郷ノ庄〕〔昔之名何ノ領別〕

新田島何程何年開発

一、何山高サ何里 一、何池 何ヶ所

一、何川 一、何嶋〔地方何里ノ廻り何里〕

一、深谷 何谷 内 田島樹木有無

一、大塘 一、松原

一、山窟 何岩屋 一、廣野〔東西何丁ノ南北何丁〕

一、瀧 〔高サ何間ノ何瀧〕 一、石罫 城跡

一、屋敷跡 一、清水 〔名有之候ハ、ノ可書出〕

一、古戦場 一、寺社跡

一、田地 あさな 一、枝郷 小名

一、家数人数 一、牛馬船数

一、産物

穀類木実類海藻魚貝虫草木酒醬油類何ニ而も名物其外大分仕出物可書載

一、繪旨院宣御教書感状其外古キ書物写本之類

一、衣冠武器其外諸道具古代より持伝候器物

一、地主大庄屋其外古家筋之輩先祖之事跡相知候向者書付可指出事

一、先年より海山野川より掘出流寄候器物等委可書出事

何社 何郡何〔郷ノ庄〕何村 神主某何ヶ村氏神

末社諸建物 社領 四至境内〔無検地ノ御年貢地〕

由緒来歴祭器古物古キ書物棟札写し造営年月

何寺何郡何ノ〔郷ノ庄〕何村何宗〔本ノ末〕寺 四至境内〔無検地ノ御年貢地〕

山号院号古ヨリ有之筋ハ可書出

一、堂塔諸建物 一、開基 縁起

一、仏像誰作 一、古キ仏具法器

一、御朱印 一、寺附 田畑

一、御切米御供料 一、古代之檀那

一、古墓

一、寄附状補任状過去帳何ニ而も、古キ物写本有之候ハ、可書出事

右之通り

他地域から取り寄せた調査項目書（史料五） ところで、前述した二点が綴

じられた御用留には、史料四に続いて「御窺書 宮組」という史料も綴じら

れていた。宮組とは、名草郡に属した組であり、本史料の原本は元々尾鷲組

のものではない。内容を確認したところ、史料四に記載された項目に朱書で

質問事項を記載し、それに対する回答を下ケ紙にて添付した資料の写本であ

ることが分かった。

原本は、五月十三日に由比備左衛門という人物が渡された資料であったら

しい。それが「元々中」によって奥熊野へもたらされ、六月十四日に「浜地氏」から廻状されたようである。この浜地氏とは、当時木本組の大庄屋であった「浜地善之丞」のことであろう。そして尾鷲組は六月十七日に写し終えたようである。

本史料はおそらく、宮組が調査項目書について藩と行った質疑応答の内容をまとめたもので、本来は宮組独自の手持ち資料だったと推測する。奥熊野において調査報告書を作成する際の参考とすべく、奥熊野代官が借用し、木本組大庄屋から廻状させたのではないかとみている。

史料五 尾鷲組冊子No.三六〇「触書」所収「御窺書 宮組」

(表紙)

「張紙にて 五月十三日 由比楠左衛門被渡

文化四卯六月十七日写

御窺書

宮組

元々中が相渡し候由ニ而浜地氏が相廻し来候 六月十四日

何村何郡何之「郷／庄」「昔之名何／段別」

新田島何程何年開発

(朱書)

「本文新田畑之内先年開発近年開発此節開発夫々御高并年曆相記し可申哉」

下ヶ紙ニ本田畑并新田畑開発之品ハ御代官所ニ而可相調ニ付村方ニ而調ニ不及

一 何山高サ何里

(朱書)

「本文里数之儀ハ根足方山成ニ里数相積候而可然哉、且又一村領之内山数多有之村方ハ、小山ニても夫々高サ山名等別株ニ記可申哉、云立候山斗ニ而宜哉」

下ヶ紙ニ名有高山之分可書出、常之野山、且村々へ統候山杯書出不及

但小キ山ニ而も名高キ山ハ書出候様 高サハ峠迄坂道何里と可認

(後略)

本市所蔵調査項目書の問題点 ところで、前述した三点の史料には、表題をはじめ、本文内に「紀伊統風土記」という用語が一切記されていない。本文にみえる書状発出の目的についても、史料三では「公儀御用之品ニ付」、史料四では「別紙之趣可相調旨御用人中方申来候」とあるのみで、史料五にいたっては目的に關係する記述も見えない。このことから、三点の史料が『統風土記』關係史料ではない可能性も含まれるのである。

しかし筆者は、①本史料の成立時期が『統風土記』編纂時期にあたる点、②調査項目が多岐にわたり、かつ『統風土記』に記載されている情報と一致する点、③『大塔村史』所収の「紀伊統風土記新撰申達」(文化四年五月十日写)が、前述した史料三とほぼ同じ内容である点(②)、④史料四の増補版とも言える史料五の下ヶ紙の記述が、他地域所蔵の『統風土記』調査項目書に記載されている各項目の説明文と一致する部分が多い点(②)、の四点から、筆者は本史料を『統風土記』關係記事ととらえ、かつ藩からの調査項目書であると考えている。

○文化四(一八〇七)年八〜九月

浦村による報告書の提出 勘定・寺社両奉行の調査項目書が到着してから約四か月後、尾鷲組では、各浦村から大庄屋に宛てて、調査報告書が提出され

ている。現在筆者が確認している史料は次の通りである。

八月提出分 ○須賀利浦

「御尋尔付調べ帳」

九月提出分 ○尾鷲組七ヶ在(林・南・中井・堀北・野地・天満・水地)

「風土記書上」

○行野浦

「風土記調べ書上帳」

○向井村・矢浜村

「風土記調べ書上帳」

○文化五(一八〇八)年正月〜二月

報告書の記載事項 本市で確認出来た十一か村分の報告書は、須賀利浦のみ表題に「風土記」の用語が用いられていないが、記載事項が史料四と一致することから、『続風土記』の報告書と判断した。差出日については、須賀利浦のみ「八月」とされており、他の浦村より早い。その他の浦村は、「九月」もしくは「九月五日」とされている。作成者は尾鷲組七ヶ在の書上のみ記されていないが、その他の浦村は庄屋や肝煎の名が記されている。尾鷲組七ヶ在も同様と見てよいだろう。

報告書は、勘定奉行の調査項目書(史料四)に沿って作成されたと考えられる。各浦村で比較検討したところ、共通事項として、惣人数・家数・田畑字名の記載などが挙げられる。その他、田畑の石高や開墾年月、池や川、山の名称や産物等の記述については、浦村によって記載の有無が異なる。このことから、勘定奉行の指示書にあった調査項目のうち、各浦村で該当するもののみ記載するという方法をとったと考えられる。なお、須賀利浦の報告書では、該当しない箇所に関しては「無御座候」と回答しており、他の十カ村より丁寧な報告がなされている。

作成途中の報告書か ところで、後述する文化五年正月から二月にかけて、尾鷲組五カ在(中井・南・林・堀北・水地)と矢浜村は、再度報告書を提出している。文化四及び五年の報告書を比較した結果、後者の方は特に産物等

の記述の充実化が図られ、さらに寺社の記述に関しては別帳で作成して報告していた。

このことから、文化四年の報告書は未完成のものであり、尾鷲組内でのみ利用された「中間報告書」のようなものだったのでないかと推測している。

浦村による正報告書の提出 尾鷲組の各浦村は、前年の八月〜九月にかけて提出した報告書より、詳細な記述がなされた報告書を大庄屋へ提出した。現在、筆者は六カ村の報告書を確認している。その内、最も残存状況が良い矢浜村の史料では、①矢浜村の概要的報告書(「風土記御用ニ付調べ書上帳」庄屋・肝煎連名)、②村内の神社を一冊にまとめた報告書(「風土記御用ニ付宮数調べ書上帳」尾鷲組神主及び庄屋・肝煎連名)、③各寺院が個別に作成した報告書(「風土記御用ニ付書上帳」林光庵など計二点)の三種類計四点が確認できた。寺社に関しては、それぞれ神主や住職らが作成し、浦村の概要報告書とは別帳で作成し、大庄屋へ提出したことが分かる。このような寺社報告書の作成と提出方法は、寺社奉行の指示(史料三)と一致する。

大庄屋から代官への報告書提出(史料六) 尾鷲組は近隣の組と報告書をとめる際の奥書の書き方についてやり取りを行っており、その史料からどのようにに代官へ報告書を提出したのかを窺い知ることができる。

石原次左衛門(長嶋組大庄屋)は、報告書の奥書を村方之分・寺院之分・社之分でそれぞれ記載するつもりだったようである。また、報告書の綴じ方については、「寺社共一冊之合帳ニいたし二冊相認候筈村方之儀者、一冊相認候筈、合帳ニいたし其上大庄屋元奥書いたし候筈ニ御座候」と述べている。すなわち、寺社の分は各一冊、村方の分は一冊、計三冊の報告書にして提出

するつもりとのことであった。

したがって、尾鷲組も長嶋組と同様の方法をとったと仮定すると、報告書の提出について、各浦村が三種類（ただし、神社は一冊にまとめているが、寺院はそれぞれ個別に提出）の調査報告書を大庄屋へ提出し、大庄屋がそれらを取りまとめ、最終的に①尾鷲組の村方概要報告書、②尾鷲組内神社の報告書、③尾鷲組内寺院の報告書、の三冊を藩へ提出したと考えられる。

史料六 尾鷲組冊子No.五五一「御用留A」所収 文化五年二月十二日

風土記帳面今日方取掛セ候筈ニ御座候、夫ニ付頃日与座衛門方甚七方へ聞合候処、尾鷲組之御振合御申越被下候ニ付、右之通奥書ニ為致候筈相心得被有候得とも、左候而者指支も有之候ニ付、今日又々申談かへ、当組之儀者左之通ニ為致可申候、左様御心得させ可被下候、依之申進候、以上

二月十二日 石原次左衛門

速水忠助様

土井徳蔵様

尚々当組之義者今日之儀者今日之伝馬ニハ迎も
間ニ合不申候ニ付、廿六日出ニ御達し被下候様申達候事ニ御座候、此節甚取込罷有候ニ付無是非断申達候、左様思召可被下候

村方之分

右之外御尋之品等ハ無御座候

右者此度御尋ニ付書上申候所如斯ニ

御座候

辰二月

何浦村役人 印

宛なし

寺之分

右之外御尋之品ハ無御座候、以上

辰二月

何村何寺印

社方

右同様

辰二月

何村神主誰印

前段之通寺社共一冊之合帳ニいたし二冊相認候筈村方之儀者一冊相認候筈、合帳ニいたし其上大庄屋元奥書いたし候筈ニ御座候

報告書の提出期限（史料七） 報告書の提出期限について具体的に記された

史料は、本市では確認できなかった。しかし、文化六（一八〇九）年九月五日に、藩から代官に宛てた書状が尾鷲組にも通達されており、それによると、報告書未提出の浦村の分を提出するようにと記されていた。このことから、紀伊国内の報告書が出揃うのは、早くとも文化六年九月以後のことであったと考えられる。

史料七 尾鷲組冊子No.五五六「御用留（諸達扣）」所収 文化六（一八〇

九）年九月五日

風土記御用ニ付各支配下村々調帳被指出候事ニ候得共、未差出村々も有之、全備不致候ニ付取調此節被抽出様、認振之儀ハ、先達而註文相達有之事ニ付、右註文之趣ヲ以村枝郷小名其外山川旧跡垣内及寺社名前并村持之社森ニ至迄不洩様認入註文ニ能引合可被指出候、以上

九月五日

中村新十郎殿

水嶋忠右衛門殿

土生廣右衛門

北村伊太夫殿

○文化九（一八二二）年

由緒書等の提出催促（史料八・九） 五月九日、藩は各郡に対して、地主及び帯刀人の由緒書等の史料が未提出の所があるため、早々に提出せよと御達した（史料八）。尾鷲組大庄屋はこれに対し、史料提出はすでに「去ル辰年去未三月」に提出しており、これ以上は存在しないと回答している（史料九）。

尾鷲組が述べた「去ル辰年去未三月」とは、おそらく文化五（戊辰）年・同八（辛未）年のことであろう。前者は、正報告書の提出年であり、また勘定奉行の調査項目書（史料四）にも「地主大庄屋其外古家筋之輩先祖之事跡相知候向者書付可指出事」とみえる。後者については、本市で関係史料を確認できていない。おそらく、文化八年の段階でも、本史料と同様の提出催促があったものと思われる。

史料八 尾鷲組冊子No.五六三「御用留A」所収 文化九年五月十八日

此度風土記筋ニ付拙々方申合候様ニと御別紙之通り御通詞被申付、差進候間、追而書付御出し被成方ニ奉存候、仍之右得御意候、以上

五月十八日 山口文左衛門

玉置速水長井宛

風土記調筋ニ付御勘定奉行衆方別紙之通り申来候付、右迄通さし遣申候、右者其元方被申合通書ニ可被及候、仍之申遣候、以上

五月十八日

中村新十郎

山口文左衛門殿

土生廣左衛門

野間久左衛門殿

風土記調ニ付先達而地主并二帯刀人とも等旧記由緒書等さし出候様相達し有之事ニ候、然処右之内未さし出筋も有之事候間、猶相調早々さし出候様、尤先達而さし出し有之筋且旧記等無之筋者夫々其趣委細書付を以申出候様可被相達候、以上

五月九日

青木六兵衛殿

北村伊太夫殿

立石専五郎殿

布施左五右門殿

水嶋惣右衛門殿

佐野専兵衛殿

福田兵部殿

史料九 尾鷲組冊子No.五六六「御用留」所収 文化九年五月（十八日以降）

口上之覚

一、風土記調ニ付、先達而地主并二帯刀人とも旧事記由緒書等差出候様相達有之事ニ候、右之内未々差出筋も有之事ニ候間猶相調べ早々差出シ候様、尤先達而差出シ有之筋且旧記等無之筋者夫々其趣委細書付ヲ以申上候様ニとの御通詞之御趣、承知仕候

右者風土記御調べニ付、尾鷲組在々地主中旧記由緒書入念相調べ、去ル辰年去未三月両度夫々御達申上御座候、右之内別ニ旧記由緒書等無御座候、依之書付差上申候、以上

尾鷲組大庄屋

玉置和蔵 印

申五月

中村新十郎様

福田兵部様

『南紀士姓旧事記』の搜索(史料一〇) 藩は、由緒書等の提出を催促した直後、五月二十日に各郡へ向けて『南紀士姓旧事記』所持者の有無を報告するよう求めた。これに対して、尾鷲組は同年六月に所持者無しと報告している。

『南紀士姓旧事記』は紀伊国の地土や旧家に関する文献であつたらしく、『南紀徳川史』にその概要が記載されている(八)。それによると、明暦年中(一六五五―五七)に紀州藩の儒学者であつた李梅溪及び鳥羽源兵衛(九)が命を受けて調査作成した『紀州地土武功覺書』を、的場源四郎が謄写し『南紀士姓旧事記』と題したのが始まりとする。その後、元禄五(一六九二)年に謄写し、さらには元文五(一七四〇)年に「上國治由来」を序文に加えて謄写したとする。なお、時期は不明だが、後半に地土に関する記述と紀伊国に関わる古事録も補綴されたとする。

前述した地土帯刀人の由緒書きの催促も踏まえると、文化九年頃の『統風土記』編纂担当者らは、国内の地土等に関する調査・情報収集を積極的に行っていたと言えよう。

史料一〇 尾鷲組冊子No.五六三『御用留A』所収 文化九年五月二十八日

別紙之通御勘定吟味役中方申来候ニ付、右写し尙通差遣候、各組内相知らべ有無之儀早々可被申出候、仍之申遣候、以上

五月廿八日

中村新十郎

七組大庄屋中

別紙之通可相達旨御用人中方申来候段御勘定奉行衆方申越候、右者各支配下

へ御達旧記所持致候宿も有之候哉、有無之品早々申出候様御達可被成候、以上

五月廿八日

渡辺門九郎

口六郡両熊野御代官宛

尚々点済候ハ、御戻し可被成候、已上

南紀士姓旧事記

右書此節新撰風土記筋御用之品有之候間、所持之輩も候ハ、其段御用部屋へ被申出候様

○文化十一(一八二四)年

実地踏査(巡見)の御達(史料一一) 仁井田模一郎をはじめとした、『統風土記』編纂担当者による各地の実地踏査(以下「巡見」)は、文化十(一八一三)年三月から同十一(一八一四)年の七月、そして天保三(一八三二)年二月十七日から同五(一八三四)年十月十八日頃まで順次実施された。

本市で確認できた最も古い巡見史料は、文化十一年三月八日頃に尾鷲組が受け取った通達である。これによると、同年二月に編纂担当の一人である小原源三郎が、孫の八三郎、および弟子ら五人を引き連れて各地を巡見する旨を、海士・有田・日高・両熊野(牟婁郡)の四郡に宛てて通達している。残りの名草・那賀・伊都郡には通達が出されていないが、三郡の調査はすでに終了していたためであろう(一〇)。

史料には、巡見の際にそれぞれの土地の者に質問したいことがあるため、その際は回答してほしいとのことと、山中の調査では案内の者を付けてほしいとの依頼が記されている。

なお、この時の巡見は、牟婁郡までの調査には至っていない。

史料一 尾鷲組冊子No.五七〇『御用留A』所収 文化十一年三月八日

小原源三郎義別紙之通申出候ニ付、右両通指遣候書面之趣ヲ以指支無之様可被取斗旨可被為達候、以上

二月廿七日 宇野善右衛門

海士、有田、日高、両熊野御代官宛

小原源三郎

同 八三郎

弟子并下人共

五人

右之通宿々指支無御座様元ノ御通シ可被成下候

戊二月

小原源三郎

私義此度新選風土記御用ニ付順在仕候、右ニ付若山出立仕候而日高郡小松原駅迄之内ハ、和哥出嶋浦方初浦々順見仕度奉存候、右小松原駅方先キ〱之義ハ夫々大庄屋江逢順路相談仕候上順見仕度奉存候間、御用ニ付大庄屋江申談候義、又夫々土地之者へ問合度義も御座候間、承候節ハ應答致候様、且山中ニ而ハ案内之者も出候様、其組之大庄屋江元御通詞被成下候様仕度奉存候、以上

戊二月

御別紙之通申来候ニ付、指上申候間、御本文にて御承知可被成候、仍之申遣候

三月八日 山口文右衛門

玉キ速水長井宛

○文化十二(一八二五)年六月二十七日〜天保二(一八三一)年二月二十四日

長期にわたる編纂事業の縮小 文化十二年六月二十七日から文政年間を経て、天保二年の二月二十四日まで約十五年にわたって、『続風土記』関係史料がほとんど見られなくなる。しかし、『和歌山市史』によると、この間、編纂事業は完全に止まっていたわけではなく、規模を大幅に縮小しながらも継続していたことが指摘されている。

そこで、『和歌山市史』等の記述から、十五年間の様子を探ってみよう。

【文化十二年】

風土記方役所の一時閉鎖 文化十二年六月二十七日、洪水被害によって風土記方役所の業務も中断することとなった(二〇)。そして七月十七日、模一郎は編纂作業を自宅を進めることを命じられる。これは後に、風土記方役所で業務が再開された際に、迅速に作業を進められるようにとの配慮であった。この時、模一郎の作業補佐として、荻野宗五郎が任命された(二一)。

模一郎の転役と業務の引継ぎ 閏八月二十八日に、崖達庵が御用部屋へ呼び出され、転役によって江戸に向かうこととなった模一郎の代わりに、荻野宗五郎と編纂作業を進めることを言い渡された(二二)。そして九月三日に、達庵は仁井田宅で書物をすべて引き取り、砂の丸役所へそれら書物と各浦村からの報告書を納め、宗五郎と二人で管理した(二三)。

【文化十三年】

業務引継ぎ以後の編纂作業 業務引継ぎ以降、規模を縮小しながらも編纂作業を進めていたことを示す史料が『田辺万代記』に残されている。

文化十三年五月十六日、郡方下役から田辺組大庄屋に対して通達が出された(二五)。そこには、新撰風土記調方の役人が遠くない内に出生し、寺社の調査を行うことが記されていた。「不遠内」とあいまいな表現ではあるが、この時崖達庵は田辺領の巡見を計画していた可能性があるのである。しかし、これ以後、巡見に関する通達は確認できていない。実際のところ、この時の巡見は実現しなかったと推測している。

【文政一〇年】

文政十(一八二七)年正月二十八日に、仁井田源一郎(模一郎の子)が風土記御用下調手伝を命じられている(二六)。編纂作業が完全に中断していた場合、源一郎へこのような任命が下されるはずはないので、このことから、文政年間においても、規模を縮小した編纂作業は継続していたと推測できよう。

二 天保年間における『続風土記』編纂作業

○天保二(一八三一)年

編纂事業の本格再開 文化十二年の洪水災害から約十五年後の天保二年二月二十四日、模一郎は三度目の風土記新撰御用筋頭取に任命された(二七)。この時をもって、ようやく編纂事業が本格的に再開したのである。次いで四月二日には、息子の源一郎も風土記新撰御用を仰せつかった(二八)。

組絵図の作成依頼(史料一二) 一月頃、藩は各郡に対して、「来辰(天保三年)三月中迄」に「組絵図」の作成と提出を求めている。田辺組に残された史料から、「組絵図」の作成要項を見てみよう。

絵図の作成要項(史料一二) 絵図は「一組につき一枚」作成し、絵図の端の村で他組へ続く場合は、「此村方他組何村へ何町」というように書き記すこととされた。また、村々を描く際、方角を誤らないように注意し、「村方村迄之間何町」というように、村間の距離を書き記す必要もあった。村間距離の計測方法は、村の人家がある所の中央を起点・終点として計測することとしている。なお、一カ村内で人家がばらけ、何カ所にもわたって集落が形成されている場合は、「元村」を計測地点に設定することとされた。また、村名を書く際は、丸または角などの中に書くようにとされた。

絵図の縮尺については、村間の距離が、老町の場合は曲尺で五歩の割合、十町の場合は五寸、老里の場合は老尺八寸の割合でそれぞれ描くこととしている(二九)。

寺社については、書き記すべき程のものがあれば記載せよとの指示であった。また、山は名称がある場合は名称も書き記し、川は大小関わらず絵図に記載し、名称がある場合は名称も記載するようにとのことであった。その他、往還道や大きい池も書き記すこととなっていた。

史料一二 『田辺万代記』第十七巻所収 天保二年十一月

一、同廿九日晴天

組々絵図注文

一、一組切ニ而老杖之絵図ニ相成候様、絵図之端ニ而他組江続たる所者、此村方他組何村へ何町といふ事委ク記すへし

一、村々之場所方角を第一不違様ニいたし、村方村迄之間何町との事委ク書へし、其町数之取様村之人家有之所之中央より先々村人家有之所之中央迄之町数たるへし、又一村ニ而も人家幾所ニも分レ有之村ハ、其元村を用ふへし、村名を書候二者丸之内又者角などの内へ書し候様

一、村々之町数、壹町ハ曲尺ニ而五歩之割合ニ而、拾町ハ五寸、壹里ハ壹尺八寸、何れも右之割合を用へし

一、重立候寺社有之ハ、記され候程之所ハ書すへし

一、山々名ある山ハ名を書すへし、川も大なるハ勿論小キ河も皆書すへし、名有ハ名を書スへし

一、往還之道筋を書すへし

一、池も大成者書すへし

右之通

十一月

別紙之通風土記方方申来候間、書面之趣を以御領分絵図相認め、来辰三月中迄ニ差出し候様

○天保三（一八三二）年

奥熊野における組絵図の作成 二月十三日、奥熊野代官から各組大庄屋へ宛てて、組絵図の作成に関する情報提供を行っている。本史料は、後述する奥熊野四組内の組絵図に関するやり取りに関わる重要な史料であるため、確認しておこう。

代官へ提出された相賀組絵図（史料二三） 史料によると、七組の一つである相賀組は、作成した絵図を代官へ送り、良し悪しの判断を求めたようである。そして相賀組は、修正が必要な箇所があれば、修正箇所と修正方法を記載した紙を絵図へ貼り付けてほしいと願いだした（〇〇）。

代官は、相賀組の絵図をおおむね良しとしながらも、①山川の名称及び寺社の書き入れについては、添付する那賀郡池田組の絵図と同様にすること、

②絵図の縮尺で一丁五歩の割合を用いると、山分が場所を取りすぎるため、一丁三步の割合で作成すること（三三）、③ただし、最初に藩から御達があったように一丁五歩の割合で絵図を作成済みの場合は、縮尺の変更をして絵図を作成し直す必要はない、と回答した。

ただし、下ケ紙で、絵図の大きさが各々異なることが無いように各組で申し合わせをし、大きさを揃えて作成することが求められた。

史料二三 尾鷲組冊子No.六〇四「来状留」所収 天保三年二月十三日

○風土記方御用ニ付奥熊野郡中一組々ニ而絵図を作り差出候様、先達而委細申遣候事、然ル処相賀組方別紙絵図壹枚被相達、認振之儀右之割合ニ而可宜哉、若認振り悪所も有之候ハ、右絵図江ケ様之所者ケ様ニ相認候様との儀張紙被成下候ハ、組々申合出来可申旨、各斗伺出候ニ付、其段及取扱候処、随分此通ニ而宜候へ共、山川之名或者寺社など認入候事別紙那賀郡池田組絵図之割合ニ出来立候様、尤絵図好書ニ者壹丁五歩之割合ニ候得共、山分等者夫ニ而者場取候付壹丁三步之割合ニ出来立候様御用人中方申来候間、御勘定吟味中方申越候、右者最初好書之通壹丁五歩之割合ニ而組々大躰絵図出来有之候ハ、右絵図江那賀郡之通山川之名寺社など認入可被相達、若絵図出来無之候ハ、壹丁三步之割合ニ出来立候様、依之相賀組方指出候絵図とも式枚差遣候間、早々出来立候様可被取斗候、仍之申遣候、以上

二月十三日

下和佐伴右衛門

山田郷助

鳥居、南、南、奥川、玉置、浜田、上野 宛

尚々早々廻達点済方戻し可被申候、尤那賀郡絵図をも是又可被戻候、以上
（下ケ紙ニ本文之通ニ候へ共、組々絵図斑々ニ不相成様、大キサ揃

ひ候様、各可被申合事)

奥熊野四組のやり取り 代官からの情報を受け、各組では絵図の作成や修正が進められた。その後、長島・相賀・尾鷲・木本の四組は、絵図の作成についてやり取りを行っている。尾鷲組に残る史料から、こういったやり取りがなされたのか見てみよう。

長嶋組から三組への提案(史料一四) 三月二日、上野十太夫(長嶋組大庄屋)から相賀・尾鷲・木本組大庄屋に対して、廻状にて廻ってきた相賀組の絵図と那賀郡池田組の絵図(三)で相違点が見られるため、池田組の絵図に合わせるべきと提案している。

具体的に挙げられている相違点は、村名の表記方法である。池田組の絵図は、村名を丸印で囲むのに対して、相賀組の絵図は四角印(史料一五)であった。

史料一四 尾鷲組冊子No.六〇四『来状留』所収 天保三年三月二日

一、組々絵図相賀組方御達し被成候処、此節御下ケ有之候付、御廻達被下右之外ニ那賀郡方之絵図御見セ被為下候付、相賀之老君御了簡振りをも被仰下、是又承知仕候、當組之儀も御同様ニ取斗可申候得共、那賀郡之絵図の通り村内之処〇ニ書を可申と奉存候、其外共先那賀の振合ニ可致と奉存候、左様思召可被下候

(後略)

尾鷲組の回答(史料一五) 長嶋組大庄屋の提案に対して、尾鷲組大庄屋は、異議を唱えた。

村名表記の図形変更については、代官から届いた通達(史料一三)では、

相賀組の絵図でおおむね良いとしており、村名について修正は求められていないため、相賀組と同様に、朱で四角を用いて村名を表記するとしている。村名以外については、尾鷲組では、往還道は二本の朱線を引き、その中を黄色に塗って表記し、在道は一本の朱線で表記し、田地の部分は黄色で塗り、堂社の形は墨で書き込み、鳥居は朱で書き込むと述べている。

このことから、尾鷲組は相賀組に揃えて作成することを支持していることが読み取れる。加えて、奥熊野では絵図の表記を統一すべきだとも述べている。

史料一五 尾鷲組冊子No.六〇三『書状留』所収 天保三年三月四日

一筆致啓上候、然者組々絵図之儀ニ付、上野氏方之廻状致承知候へ共、此頃御下ケ御座候相賀組方出候絵図并ニ那賀郡方出候筋とも式枚相廻り、相賀組方出候書宣敷との儀ニ付、相賀組より出候絵図村名□印ニ付、当方絵図相賀組同様□印并往還道朱ニ而二筋引、中黄在道朱ニ而壹筋引、田地ハ黄堂社之形ヲ墨、鳥居朱、右之通大躰ニ出来立候儀ニ御座候、尤那賀郡方出候筋ハ〇印ニ候へ共、被仰下候者〇印ニ致候様とハ不被仰下様ニ存候、寺宮社之形チ認入候様と相心得候、奥熊野ハ斑々ニ不相成様致度候、右得御意申候、恐惶謹言

玉置理兵衛

三月四日

浜田善三郎様

上野十太夫様

相賀組の回答(史料一六) 代官へ絵図の確認を依頼した相賀組大庄屋の回答を見てみよう。

相賀組は、代官の通達(史料一三)にあった、絵図の縮尺について発言し

ている。代官は、一丁五歩の割合ですでに作成してしまった場合は改めて作成する必要は無いとしているが、池田組の絵図が一丁三歩の割合で描かれているようにみえることから、正式な指示があったのではないかと推測したようである。よって、相賀組も、絵図を一丁三歩に縮めて作成するとしている。その他、寺社も書き加え、寺面については四角で表記するとした。

史料一六 尾鷲組冊子No.六〇四『来状留』所収 天保三年三月五日

御状忝拜見仕候、然者組々絵図之儀二付、私共愚案を以相認メ為御伺、先達而相達候所、右絵図此度御下ケ有之認メふり宜ク候得共、山分ニ而者絵図広く可相成候間、老丁三歩之割ヲ以相認メ候様との御事ニ御座候、尤那賀郡絵図御下ケ御座候ハ、絵図面広く相成不申候様見合御下ケ有之事と存、私方者御申越之通絵図をち、め宮寺を書加へ、寺面も□ニ可仕候、然ル所長嶋組之儀者如何御心得被成候哉、又者那賀郡大庄屋之御心持共奉存候、此余ハ御申越之通当組御用心相認メ可申候、当御状長嶋へ相達可申候、依之御答迄得御意申候、以上

三月五日

浜田善三郎

玉置理兵衛様

奥村惣四郎様

長嶋組が出した結論(史料一七) 長嶋組は相賀・尾鷲組に対して、それぞれ

の意見を聞いた結果、次のように作成することに決めた。

- ・ 絵図の村名は相賀組の絵図と同様に四角印を用いる。
- ・ 往還道、在道、堂社の形や鳥居の表記は尾鷲組と同様に表記する。
- ・ しかし、尾鷲組が述べていた田地に関しては、藩からの指示がなかったため、表記しない。

・ 縮尺については、一丁三歩とする。

各組と代官の意見を織り交ぜた結果となった。このやり取りの通りに行われたならば、尾鷲組を含めた四組は、絵図を新たに作成し直し、提出したと考えられる。

未掲載となった組絵図 ところで、この時提出された組絵図は、『続風土記』に掲載されていない。現在刊本などで確認できる『続風土記』掲載の絵図は、郡・郷・庄単位の絵図であり、組絵図とは全く異なる。編纂過程で掲載を断念したのかもしれない。

史料一七 尾鷲組冊子No.六〇四『来状留』所収 天保三年三月六日

○組々絵図之儀付、委細御書面之趣、拜承知仕候、然者相賀組方出候絵図之通当組も村名□印ニ取斗□印ハ相止メ申候、田地者御通詞ニも無之、猶又那賀之絵図ニも無之、当組も田畑が書人不申候、堂社之形チハ墨、鳥居等ハ朱、往還道者朱式筋ニ中黄、在道者朱壹筋、寺宮社之形チも認入候筈、右之通当組も大躰出来立申候、田地者書不申候

一、当組者場広く御座候付、絵も大キク相成候付、五歩ハ相止メ三歩と取斗申候、左様答可被下候、仍之貴報申進候、以上

三月六日

上野十太夫

浜田善三郎様

玉置理兵衛様

尚々浜田御氏へ申達候玉置御氏方之書面之付本文之通御承知可被下候、以上又尚々田地ハ相賀組ニも書人不申候

牟婁郡の巡見(史料一八) 仁井田模一郎は十月二十七日頃、息子源一郎と加納杏仙を伴い、田辺領から新宮周辺まで巡見を行う旨を傳達している。傳達

では、各組の大庄屋に案内を依頼しており、また順路については現地から先々へ通達することであった。なお、この通達が尾鷲組まで到着したのは、十一月六日頃のことであった。

『田辺万代記』(三三)によると、当初模一郎らは十一月三日に和歌山を立出する予定であったが、五日に延期し、さらに十日に延期となったようである。その後、閏十一月十八日に田辺組の調査を終え、模一郎らは和歌山へ帰着したようである(三四)。

史料一八 尾鷲組冊子No.六〇二『書状 来状 諸達留』所収 天保三年十月

二十七日

廻状出候

別紙之通御勘定奉行衆方被申越候仁井田模一郎方之書面二者、田辺領方新宮辺迄与有之候得共、猶為心得申遣候、以上

十月廿七日

下和佐伴右衛門

山田郷助

七組

大庄屋中宛

尚々早々順達点済方木本御代官所江可被戻候、以上

十一月六日組内江廻状出ス

別紙之通仁井田模一郎申遣候旨御用人中方申来候付、右彦通差遣候書面之趣取斗可被申候、已上

十月廿七日

野間久左衛門

山田郷助殿

尚々別紙書面之趣両家老江も申遣候間此段可被相心得、尤別紙者追而可被戻し候、以上

仁井田模一郎

此度風土記調御用二付仁井田源一郎加納杏仙同道田辺領方新宮辺迄罷越候付大庄屋案内ニ出諸事差支無之様取斗可申旨先触被成下候様仕度奉存候、尤順路之儀者順在先方先々江可申遣奉存候、已上

十月

○天保四(一八三三)年

古史料の再調査依頼(史料一九)

天保三年十一月の田辺組までの巡在が終

了した後、模一郎らはしばらく巡見を行わず、執筆作業に専念していたようである。そして、約十か月後の天保四年九月に、新宮領から尾鷲地域周辺にかけて巡見を実施することを各地へ通達した。そして、勘定奉行は九月三日に、奥熊野代官に対して、各浦村の寺社に関する調査報告書と、寺社が所有する古記録の写を提出することを求めた。

ただし、この史料にみえる「神社仏閣…(中略)…不残可写出事」という指示は、前述した文化四年の寺社奉行の通達(史料三)にもほぼ同様の文章が見える。したがって、寺社に関する再調査依頼と捉えられよう。

また、本文末尾には「地主・帯刀人・医師・寺社へも申し合わせをするように記述されている。このことから、寺社だけでなく、地主らの所有する古史料についても再調査と再報告を求めていることが分かる。

なお、本市には、本通達に対する尾鷲組各浦村の回答が一部残存している。提出は同年九月十月であり、文化五年辰年に報告したもの以外は何もないと回答している。

持ち越された奥熊野巡見

「風土記御用留控帳 北山組」(三五)によると、十

月十日に田辺を出発した模一郎一向は、大辺路を通り、富田組から口熊野の

安宅組を経て、周参見へ向かい、十一日に周参見の見分を開始している。その後、各浦村の調査を順次実施し、十月二十三日には新宮領へ到着し、周辺の見分を開始した。そして、十二月朔日には新宮での調査を終え、和歌山へ引き返したようである。

すなわち、尾鷲を含む奥熊野地域の見分は、次回に持ち越されることとなったのである。

史料一九 尾鷲組冊子No.六〇五『来状 書状 諸達留』所収 天保四年九月

十八日

風土記調御用ニ付、別紙案文之通相認、拙ハ役所江早々指出候様、各取次支配之寺社江御達可有之候、以上

九月三日

尚々本文調書帳面ニいたし一組一帳ツ、ニいたし二通りツ、差出候様御達可有之候、以上

一、当月下旬頃二者風土記調筋ニ付、仁井田模一郎順在可致候間、同人方直ニ申談候儀も可有之候ニ付、右之段も心得可被相達候、以上

神社仏閣建立年月由緒縁起記録有之筋者可書出事

但其寺社之由緒ニ不預事ニ而も古キ書物持伝有之候ハ、不残可写

出事

別紙之通御勘定奉行衆方被申越候間在々江相心得させ可被申候、依之申遣候、以上

九月十八日

山田郷助
七組大庄屋中、加田、中野 宛

尚々地士帯刀人并医師寺社江も各方可被申合候、以上

○天保五(一八三四)年

最後の巡見(史料二〇) 新宮領の調査終了から約十か月後の天保五年九月五日、模一郎は奥熊野に対して、近々巡見を実施する予定であると通達している。前回の調査が未完だったらしく、巡見は新宮領の川之内組から開始することであった。

尾鷲組の巡見とその後 今回の調査では、尾鷲組における巡見の様相を具体的に示す史料は発見できなかった。しかし、①本市曾根町所蔵の曾根浦庄屋文書に「天保五年午十月 風土記方御役人衆右御調べニ付心得ひかへ」という史料が残存していること、②仁井田源一郎著「登天台山記」には十月十四日に尾鷲組の北隣に位置する相賀組引本に到着し、大台ヶ原山の調査を行ったことが記載されていること(笠原二〇〇五)、の二点から尾鷲組の巡見は十月朔日から十四日に行われたと推測している。

なお、大台ヶ原山の調査については、十月十八日に完了したようである。その後、紀伊国最北端の長嶋組領内の巡見を行い、調査は終了した。

史料二〇 尾鷲組冊子No.六〇六『来状 書状 諸達留』所収 天保五年九月五日

此度風土記就御用仁井田模一郎別紙之通申出候段御用人中々申来候間、書面之趣差支無之様可取斗旨可被相達候、以上

九月五日

仁井田模一郎

風土記調巡在就御用近々奥熊野江私共初左之通同道罷越候ニ付、同所組々且去冬巡在残り有之候新宮領之内組々共大庄屋案内ニ出諸事差支無之様取斗候様、尤新宮領川之内組江罷越候筈、順路之儀者出在先ニ而相通候様仕度候

間、其段先触有之様先御通詞被成下候、道筋等之儀者出立日段相極候上申達候様可仕候、以上

仁井田模一郎
仁井田源一郎
本居弥四郎
加納兵部

○天保七（一八三六）・同一〇（一八三九）・同一二（一八四一）年

藩主への『続風土記』献上 天保七年五月十七日、『紀伊続風土記』の草稿が完成したことにより、模一郎の息子である源一郎が褒美として金二百疋を与えられた^{三〇}。そして、草稿完成から約二年十か月後の天保十年三月十五日、『紀伊続風土記』全一九二巻が完成し、総裁の模一郎から、藩主齊順^{なりゆき}へ提出された（史料二一）。

史料二一 『南紀徳川史』第二冊六〇八頁 天保一〇年一月条

一、同日紀伊続風土記新撰大成ニ付惣裁仁井田模一郎へ銀貳拾枚ヲ賜ヒ各係員へモ賞賜差アリ該新撰ハ 幕命ニヨリ文化三年八月晦日仁井田模一郎へ新撰惣裁ヲ被命爾後三十三年ヲ経テ本年三月十五日ニ全ク完成惣裁ヨリ奉呈ス巻数惣計百九十貳巻詳ナルハ序文之如シ翌天保十二年十一月廿六日 幕府へ獻呈セラル抑此事タル近世之大著述ニシテ夙ニ 舜恭公之特旨ニ出當公能ク御繼述遂ニ大成ニ至ル數十年ノ内ニハ種々ノ支障變遷モ免レ難ク時ニ興廢ナキニ非ス惣裁模一郎ハ儒官侍講君側等常ニ劇職ニ勤務故ニ其子源一郎本居彌四郎加納兵部ノ如キ専ラ擔任盡力身國內ノ山

川ヲ餘サス跋渉探求、古来人跡絶エタル奥熊野大臺ケ原迄モ實踐無量之艱楚ニ堪フ眞ニ勉メタリト云ベシ
左ニ序文及纂修人名ヲ掲ク
(後略)

借用史料の返却（史料二二） 完成した『続風土記』を提出した後、風土記方役所は編纂作業の事後処理を行った。本市に残存する史料によると、浦村から借用した史料の返却も行っていたようである。

尾鷲組の場合、天保一〇年八月十二日に風土記方役所から大庄屋へ宛てて、書状が出された。これによると、天保五年十月の巡見の際に、九木浦の九鬼恭平から借用した冊子一冊について、御用が済んだため返却することとなった。そして、恭平が冊子を受け取った後、風土記方役所へ知らせたことであった。

この史料から、模一郎らは巡見時にも、編纂作業に必要と判断した史料を借用していたことが分かる。

史料二二 尾鷲組冊子No.六二二『来状留(B)』所収 天保十年八月十二日

風土記御用ニ付先達而巡在之節九木浦九鬼恭平所持別帳差出請取有之候処、右御用相済候付致返却候間、宜取斗恭平へ被相達候上此表へ右請取書差越候様被相達候様ニと存候、仍之申進候、以上

八月十二日 若山

風土記方役所

尾鷲組
大庄屋中

幕府への『続風土記』献上 天保十年十一月二五日、模一郎は、『続風土記』

完成の褒美として銀二〇枚を与えられた^(一七)。この時、他の担当者にも、それぞれ褒美を与えられたようである。

そして、天保十二年十一月廿六日、紀州藩は徳川将軍家へ完成した『続風土記』を献本した。完成まで三十三年の月日かけた『紀伊続風土記』編纂事業は、これをもって終了したのである。

おわりに

以上、本市と他市町村所蔵史料から『紀伊続風土記』の編纂過程について述べてきた。筆者の力量不足により、史料の分析が不十分な点多々みられるが、今後は近隣市町村の史料調査も行い、『続風土記』の編纂過程をより具体的に明らかにしていきたい。

今回、関係史料を収集・整理していくことで、筆者自身も『続風土記』の編纂過程をより具体的に把握することができた。そして、尾鷲組をはじめとした各地方が担った編纂作業の一旦を垣間見ることができた。史資料の検討や本文執筆、現地踏査といった編纂作業の中心を担ったのは仁井田模一郎をはじめとした藩役人であったが、彼らの力だけでは到底編纂事業はなしえなかった。各浦村が提出した調査報告書や史資料がもたらした功績も甚大であったのである。

本稿では執筆目的から外れるため、各浦村の調査報告書は掲載しなかった。しかし浦村の報告書には、郷土史を学ぶ上で貴重な情報が数多く含まれている。今回の調査成果を、今後は郷土史研究においても活用できたらと考えている。

(一) 明治二十一(一八八八)年に紀州徳川家当主の徳川茂承^{もちつぐ}によって編纂が開始され、明治三十四(一九〇一)年に完成した紀州藩の歴史書。

(二) 牟婁郡は、浅野氏時代以降に田辺領・新宮領が配され、かつ新宮領をはきんで二分された。徳川氏入国後、和歌山に近い地域を「口熊野」、遠い地域を「奥熊野」と呼び、両地域には郡奉行と代官を置くことで、独立の行政区域とした。このことから、藩から国内へ通達を出す際に、宛先として「口六郡(牟婁郡以外の六郡)」「両熊野(牟婁郡のこと。口熊野と奥熊野の総称として使用)」などと記載される例がみられる。

(三) 「台命」の語意について、『日本国語大辞典』によると、將軍または三公などの命令のほか、転じて貴人の命令を指す語として使用されるという。また『角川古語大辞典』にも、三公の命令であるという意味から転じて、貴人の命令を指す語として紹介されている。この語意に従えば、「藩主の命令」に対しても「台命」という語が利用できる可能性はある。

(四) なお、当該期頃の時誌編纂について白井哲哉氏は、享和三(一八〇三)年に昌平黌へ地誌調所を設置した幕府が、全国の各藩及び幕府各役所へ向けて地誌編纂に着手すべき意向を内々に伝えた旨と指摘している。そのような指示が紀州藩へも通達されていたことを示す史料が確認出来れば、『続風土記』の編纂が幕府の命によって行われたことを指摘することが出来る。

(五) 『和歌山県史』によると、紀州藩では、和歌山・田辺・新宮の城下と橋本は「町方」と呼ばれ、それ以外の農山村や漁村は「在方」もしくは「地方」と呼ばれたという。(第二章 近世の町と村の形成 第二節 在方の支配)『和歌山県史』近世所収)一九五頁 参照

(六) 『大塔村史』所収「紀伊続風土記新撰申達」文化四年五月十日写参照。
本史料の記載事項と尾鷲組の史料を比較した結果、本史料は史料三とほぼ同じ内容であることが分かった。さらに、喜多村孫之丞という人物から代官へ宛てた一文には、調査の目的が「公儀御用之品ニ付」と記されており、かつ通達の内容を支配下寺社へも通達するよう指示している点も、史料三と同様である。

しかし、本史料の場合、代官から大庄屋へ宛てた一文の中に、「公儀御用ニ付紀伊統風土記新撰被仰出候儀ニ付」と『統風土記』編纂が目的であることを明記している。かつ、書状の差出人について、「御勘定奉行衆并寺社御奉行衆方申来候」と記載しており、本史料が勘定奉行と寺社奉行から発出されたことを示している。この点は、奥熊野においても、代官から史料三と四が一括して各組へ通達されている点が一致している。

したがって、本史料との比較結果は、史料三のみならず、史料四も『統風土記』編纂関係史料と判断する補強材料となると思う。

(七) 筆者は、本市所蔵史料二点、①史料四(四月十日付。五月朔日代官より大庄屋へ発出。)、②史料五(五月一三日宮組入手。六月一七日尾鷲組写)と、『統風土記』の調査項目書と断定できる他市町村の史料二点、③『和歌山県史』近世史料五所収「紀州統風土記御用扣 北山組」(五月付。六月一九日代官より大庄屋へ発出。)、④『大塔村史』所収「調帳 四番組」(六月付。六月二九日に両熊野代官へ発出。)の項目書と比較した。例えば、各史料で述べられている「山」の記述を列挙すると、次のようになる。

- ① 一、何山高サ何里
- ② 一、何山高サ何里

(朱書)

「本文里数之儀ハ根足方山成ニ里数相積候而可然哉、且又一村領之内山数多有之村方ハ、小山ニても夫々高サ山名等別株ニ記可申哉、云立候山斗ニ而宜哉」

- 下ケ紙ニ名有高山之分可書出、常之野山、且村々へ統候山杯書出不及但小キ山ニ而も名高キ山ハ書出候様、高サハ峠迄坂道何里と可認
- ③ 一、何山

一、右者名有高山之分可書出、常之野山、且村々へ統候山などハ書出ニ不及、但小山ニ而茂名高キ山ハ可書載、高サ里数之儀者峠迄坂道何里と可認

- ④ 一、何山

右者名有高山之分可書出、常之野山、且峯之統候山杯書出ニ不及、但小山ニ而も名高キ山ハ可書出、高サ里数之儀者峠迄坂道何里と可認

各史料の項目を比較すると、①と②、③と④はそれぞれ同類の史料であることが分かる。項目の見出しについて「一 何山」と記される点は四点とも一致する。さらに②の下ケ紙の記述事項と③・④の本文を比較すると、太字と傍線で記したように半分以上の記述内容が一致する。このことから、②・③・④は同類の史料と判断し、①・②を『統風土記』の調査項目書とみてよいと思う。また、各史料に記された、藩から各郡へ発出された期日と思われる日付を比較したところ、①が最も古く、②・③が同時期、④が最も新しいことが分かる。ただし、②・③の前後関係に関しては、記載項目に着目すると明らかに③・④と一致していることから、②より③の方が後出とみるべきであろう。

したがって、筆者は調査項目書について、藩はまず①のような調査項目を簡条書きで列挙した簡素な項目書を各浦村へ通達した後、各地域が項目に対する質問を藩へ提出し、藩はその回答を下ケ紙に記載して添付した②のような項目書を各地域へ返却し、その後藩は③や④のような調査項目書を改めて各地へ通達するに至ったのではないかと推測する。

(八) 『南紀徳川史』巻之百六「郡制第十八 地土録一」参照。

(九) 尾鷲市所蔵の『南紀姓氏録』写本(中村山土井家文庫 No.四九二)の奥書には「右南紀土姓旧事記者李一陽(李梅溪の養子)鳥居源兵衛明暦年中(後略)」とあり、『南紀徳川史』とは異なる人物名を挙げている。

(一〇) 「仁井田模一郎 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収)によると、「一同(文化)十癸酉年三月より同十一月甲戌年七月まで風土記御用にて海士名草那賀伊都郡中并高野領とも不残巡見」とある。

また、『和歌山市史』第二巻 近世の四二八頁では、崖達庵の「文化十年癸酉三月 風土記巡在覚」(天理大学図書館蔵)の記述から、当該期の巡見について述

べている。それによると、文化十年三月六日の名草郡山口村から仁井田好古・岸達庵(常太郎)らの紀ノ川流域の巡見調査が開始され、四月晦日まで五十四泊の調査にあたったという。その後、達庵は那賀・伊都郡を三十六日かけて巡見し、さらに野崎組・貴志組・山口組を調査したとする。

- (二一) 『和歌山市史』第二卷 近世の四二八頁参照。文化十年癸酉三月風土記巡在覚(天理大学図書館蔵)の中に「洪水ニ付、勢州・紀州とも大荒ニテ多ク御損亡アリ、之ニ依テ風土記役所モ相止ム、七月十七日仰渡サレアリ」とあるという。

- (二二) 「仁井田模一郎 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収) 参照。

(二二) 同(文化十二)年七月十七日風土記新撰調書相止候に付右御用筋不及其儀旨但追て調被 仰付候節手戻りに不相成様右調筋其儘御預け被成候間宅にて取調置可申右に付荻野宗五郎差添取調被 仰付」

- (二三) 『和歌山市史』第二卷 近世の四二八頁参照。文化十年癸酉三月風土記巡在覚(天理大学図書館蔵)の中に「此度、仁井田茂一郎転役、江戸へ罷り越し候に付、右申し送りを承り、萩野宗五郎と申し合せ、近く仰せ付けられ候節、手行よろしき様に相い勤むべく候」とあるという。

- (二四) 『和歌山市史』第二卷 近世の四二八頁参照。

- (二五) 『田辺万代記』第十三卷 文化十三年五月十六日

(前略)

一、**新撰風土記調方之儀ニ付而**ハ右調役人致出在宮宮寺々江入込萬端委敷相調候事ニ付此度之帳面荒々敷候而ハ右役人打廻候節調事手間取弁利不宜候**尤右役人不速内出立いたし候儀ニ候間**可成丈早々相調帳面差出候様右帳面指出し候節此度相戻し候帳面も相添指出可申事

(後略)

- (二六) 「仁井田源一郎長群 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収) 参照。
「一、文政十丁亥年正月廿八日風土記御用下調手傳被 仰付」
「仁井田模一郎 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収) 参照。
「一、天保二年卯年二月廿四日風土記新撰御用筋先達て被 仰付有之通り

此節より頭取相動可申旨」

- (二八) 「仁井田源一郎長群 家譜」(『南紀徳川史』第六集所収) 参照。

「一、天保二辛卯年四月二日風土記新撰御用可相動旨被 仰付」
(二九) 一町 \parallel 六〇間 \parallel 六〇歩とすると、組絵図の縮尺について、次の数値が得られる。

一町(\parallel 六〇歩)を五歩の割合 \parallel 一/二二

拾町(\parallel 三六〇〇寸)を五寸の割合 \parallel 一/七二〇〇

老里(\parallel 三六町 \parallel 二九六〇〇寸)を老尺八寸(\parallel 一八寸)の割合 \parallel 一/七二〇〇

すなわち、記載対象の実測値が拾町未満の場合のみ、絵図へ記載する際の縮尺が変化する。したがって、縮尺が統一されていないため、絵図上では村間距離が正確に把握できない。

藩が絵図に村間距離を記載するよう指示した理由は、単に見やすさを追求したわけではなく、このような事情から記載が必要不可欠であったためであろう。修正が必要な箇所へ切紙を添付し、切紙へ修正方法を記載するという方法ではないかと推測する。

- (二二) 一丁(\parallel 六〇歩)を三歩の割合 \parallel 一/二〇

こうすると、五歩の割合(一/二二)で作成するよりも、山分の表記を縮小することができると推測する。

(二二) 史料本文には「那賀郡之絵図」としか記載されていないが、史料一三の記載から「那賀郡池田組」の絵図と判断できる。

- (二三) 『田辺万代記』第一七卷(四三三~四三四頁) 天保三年十一月二日付・五日付史料参照。

- (二四) 『田辺万代記』第一七卷(四四四頁) 天保三年閏十一月十八日条参照。

- (二五) 「天保四年巳九月ヨリ 風土記御用留控帳 北山組」(『和歌山県史』近世史料五所収)

- (二六) 仁井田源一郎長群「家譜」(『南紀徳川史』第六冊四九二頁参照)。

「一、同（天保）七丙申年五月十七日風土記新撰草稿出来に付為御褒美金貳百疋被下」

（二七） 仁井田模一郎「家譜」〔南紀徳川史〕第六冊四九一頁。

「二、同（天保）十己亥年十一月廿五日紀伊統風土記新撰出来に付為御褒美金貳拾枚被下」

参考文献

堀内信編 一九三〇年初版、一九八九年復刻『南紀徳川史』第二冊 清文堂出版

堀内信編 一九三二初版、一九九〇復刻版『南紀徳川史』第六冊 清文堂出版

笠原正夫 二〇一五『紀伊統風土記』の編さんと熊野』（近世熊野の民衆と地域社会）

所収） 清文堂出版

尾鷲市立図書館 一九七四『尾鷲組大庄屋記録（再版） 自宝永五年 至明治初年』

白井哲也 二〇〇四『日本近世地誌編纂史研究』 思文閣出版

小山靖憲ほか編 二〇〇四『和歌山県の歴史』 県史三〇 山川出版社

和歌山県史編さん委員会編 一九九〇『和歌山県史』近世 和歌山県 「第二章第二節

在方の支配」

和歌山県史編纂委員会編 一九八九『和歌山県史』第二巻 近世 和歌山県

和歌山県田辺市教育委員会編 一九九三『紀州田辺万代記』第一三巻 清文堂出版

和歌山県田辺市教育委員会編 一九九四『紀州田辺万代記』第一七巻 清文堂出版

大塔村編 二〇〇五『大塔村史』史料編一 大塔村

附記

本稿は、令和三（二〇二二）年一〇月二五日（令和四（二〇二三）年一月一六日まで開催した尾鷲市立中央公民館郷土室企画展示の内容と、令和三年一月二七日に尾鷲市立中央公民館で開催された「未来のおわせ向上計画」の「地域の達人に教わる勉強会」（市

民講座）での報告をまとめたものである。今回の文章化にあたって、展示・報告の際には紹介できなかった史料をはじめ、それ以後に確認した史料も取り上げた。

本稿執筆のきっかけとなった市民講座に際して、未来のおわせ向上計画実行委員会のお世話になった。また、本稿で取り上げた古文書史料の翻刻添削に際しては、三重大学人文学部近世史研究室教授の塚本明氏、同三年生の塩田奈実氏にご協力をいただいた。篤く感謝の意を表したい。

（わきた だいすけ 尾鷲市教育委員会学芸員）